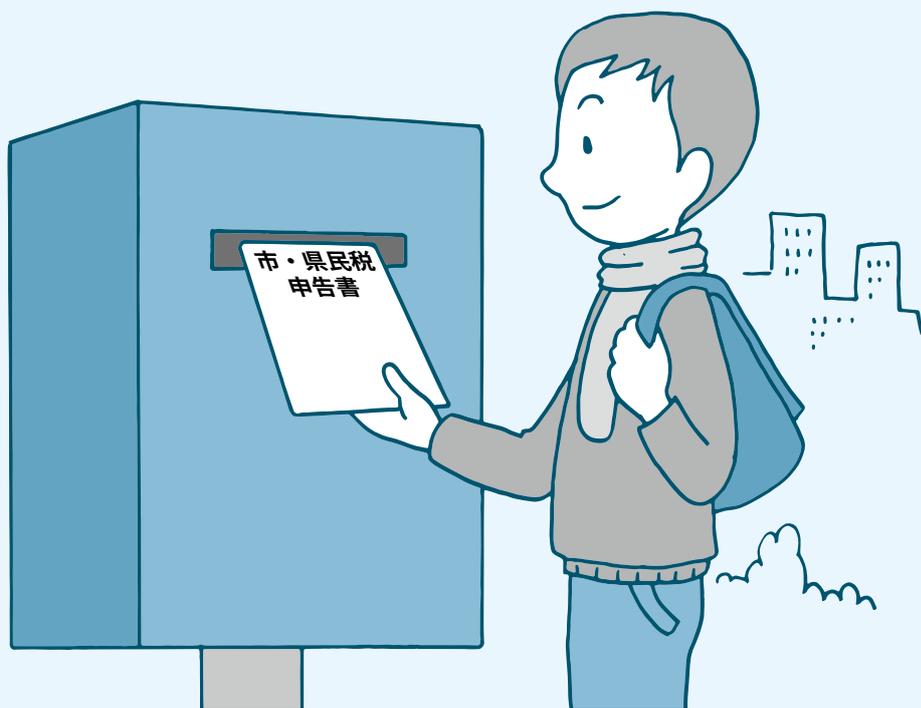


# 早めの準備で期限内に



市・県民税申告と所得税の確定申告が始まっています。会場によって受付時間が異なりますので、日程を確認してください。なお、密を避けるため、できる限り郵送での申告にご協力をお願いします。

## 申告のできる限り郵送で

市・県民税申告と所得税の確定申告の会場・受付日時は3ページの表の通りです。

会場では、換気・消毒を十分に行うなど新型コロナウイルス感染症対策をして受け付けを行います。ができる限り郵送またはe-Tax<sup>イータックス</sup>(確定申告のみ)での申告にご協力をお願いします。

## 郵送先

○市・県民税申告書…市民税課  
(〒2286・8585 花崎町760)

○確定申告書…成田税務署(〒286・8501 加良部1・15)

## 会場では入場整理券が必数

密を避けるため、会場で申告する場合は入場整理券が必要です。入場整理券は当日会場で配布しますが、配布状況に応じて受け付け

を早めに終了する場合があります。なお、今年は申告会場に待合スペースは設けませんので注意してください。

また、成田税務署特設会場で申告する場合は「国税庁LINE公式アカウント」を友達追加することで、入場整理券を事前に入手することができますので利用してください。

## 申告会場に注意して

市・県民税申告は成田税務署特設会場では受け付けできませんので注意してください。

また、次に当てはまる人が会場での所得税の確定申告を希望する場合は、成田税務署特設会場のみでの受け付けとなります。なお、成田税務署特設会場の入り口は、午前10時までは立体駐車場連絡通路から入る2階C入口のみになります。

○寄付金控除を受ける人(ふるさと納税をした人など)

○雑損控除を受ける人

○分離課税譲渡・配当等・山林・退職所得となる人

○営業や農業などの事業収入・不動産収入が500万円以上となる人

○青色申告をする人

○住宅借入金等特別控除を初めて受ける人

○準確定申告(納税者が出国・死亡した場合の申告)をする人

○外国税額控除を受ける人

**来場する際は感染防止対策を**  
入場時の検温で37・5℃以上の熱がある人は入場できません。発熱症状がある人や体調がすぐれない人は来場を控えてください。

また、感染防止のため、会場で申告する場合は次のことを心掛けてください。

- できる限り少人数で行く
- 密を避けるため、受付時間前から入口に並ぶことは控える
- マスクを着用し、入口で手指消毒を行う

## ◆ 申告書の作成はホームページで

### 市・県民税申告書の作成

市ホームページ([https://www.city.narita.chiba.jp/kurashi/page0112\\_00028.html](https://www.city.narita.chiba.jp/kurashi/page0112_00028.html))の「市民税・県民税申告書作成システム」を利用すると便利です。  
画面の案内に従って金額を入力すると、控除額などが自動計算されます。

作成した申告書は、印刷して郵

送などで提出してください。

### 所得税の確定申告書の作成

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用すると便利です。

画面の案内に従って入力すると、税額などが自動計算され、所得税・復興特別所得税の申告書、青色申告決算書などが作成できます。

パソコンのほか、タブレット、スマートフォンからも利用できます。このデータを使って、直接税務署にe-Taxでの申告ができるほか、印刷して郵送などで提出することもできます。なお、e-Taxでの申告には次のいずれかが必要です。

○マイナンバーカード方式：パソ

コンとICカードリーダーまたはマイナンバーカード対応のスマートフォン

○ID・パスワード方式：パソコンまたはスマートフォン（IDとパスワードは税務署で発行）

### ◆ 申告書にはマイナンバーの記載が必要です

市・県民税申告、所得税の確定申告にはマイナンバーの分かる物と、本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。家族が代理で申告する場合でも、申告者本人の書類が必要です。

また、扶養控除などを申告する場合は、被扶養者のマイナンバーも記載してください。

## 申告のときに必要な物

- 全ての人…マイナンバーカード・マイナンバーの通知カード・マイナンバー記載の住民票のいずれか、本人確認書類(マイナンバーカードがあれば不要)、印鑑
- 給与所得者と年金所得者…源泉徴収票(コピーも可)
- 事業を営んでいる人…令和2年分の収入や支出が分かる物、令和元年分の収支内訳書(控用)
- 医療費控除を受ける人…医療費控除の明細書またはセルフメディケーション税制の明細書
- 雑損控除を受ける人…り災証明書や修繕費の領収書、損害保険金の振込通知など、被害状況や損害額、補填される金額などが確認できる物
- 社会保険料控除・寄付金控除を受ける人…支払金額が確認できる物
- 生命保険料控除・地震保険料控除を受ける人…控除証明書
- 障害者控除を受ける人…障害者手帳など
- 所得税の還付を受ける人…申告者本人の振込先口座が分かる物

## 申告会場と受付日時

混雑の状況によっては、時間内であっても受け付けを終了することがあります。なお、日程は変更になる場合があります。

会場	受付日	受付時間
<b>所得税の確定申告</b>		
成田税務署特設会場 (イオンモール成田 2階イオンホール)	3月15日(月)まで (土・日曜日、祝日を除く。ただし、2月21日(日)・28日(日)は受け付けます)	午前9時～午後4時 (提出は午後5時まで)
<b>所得税の確定申告(還付申告など)</b>		
成田税務署特設会場 (イオンモール成田 2階イオンホール)	3月16日(火)～29日(月) (土・日曜日、祝日を除く)	午前9時～午後4時 (提出は午後5時まで)
<b>市・県民税申告と所得税の確定申告</b>		
市役所 6階中会議室	2月16日(火)～3月15日(月) (土・日曜日、祝日を除く。ただし、2月21日(日)・28日(日)は受け付けます)	午前9時～正午 午後1時～4時
下総支所2階	2月21日(日)・22日(月)・24日(火)	午前9時～正午
大栄支所2階	2月28日(日)～3月2日(火)	
中郷公民館	2月18日(木)	
公津公民館	2月19日(金)	
豊住公民館	2月26日(金)	
保健福祉館	3月3日(水)	
八生公民館	3月4日(木)	
久住公民館	3月5日(金)	
三里塚コミュニティセンター	3月12日(金)	

## ◆ 医療費控除の申告に 明細書の添付を義務化

医療費控除を受けるには、今年から「医療費控除の明細書」または「セルフメディケーション税制の明細書」の添付が義務化されました。

昨年までとは異なり、領収書の添付では医療費控除を受けられま

せんので、必ず明細書を作成してください。

※くわしくは、市・県民税については市民税課(☎20・1513)、所得税の確定申告については成田税務署(☎28・5151)または国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp/>)、マイナンバーカードについては市民課(☎20・1525)へ。